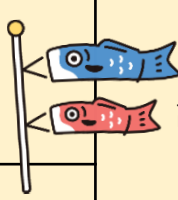


たかまつ労政だより



《 編集・発行 》
 高松市 創造都市推進局
 産業経済部 産業振興課
 高松市番町一丁目8番15号
 TEL 839-2411
 FAX 839-2440

2023年 5月号 No.146

2023年4月1日から 月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます



◆改正ポイント

中小企業(※1)の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
 大企業は50% (2010年4月から適用)
 中小企業は25%

	1か月の時間外労働 [1日8時間・1週40時間 を超える労働時間]	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
 大企業、中小企業ともに50%
 ※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 [1日8時間・1週40時間 を超える労働時間]	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

■深夜・休日労働の取扱い
 月60時間を超える法定外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

■代替休暇
 月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

詳しくは
 こちら→ 厚生労働省
 HP内資料

※1 中小企業の範囲については、①又は②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

本改正の対応における「働き方改革推進支援助成金」の活用例

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

●勤怠管理システムを導入
 各自の労働時間を把握し、
 業務を平準化

●就業規則に月60時間超の
 割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

勤怠管理システムを導入費用と就業規則の改正費用に、働き方改革推進支援助成金を活用
助成率75%

一定の要件を満たした場合80%
上限額 最大250万円
 事業場内賃金の引き上げ等の一定要件を満たした場合
 最大490万円

「運動出前講座」を活用しましょう！

●運動出前講座とは？

高松市内の事業所に**健康運動指導士**等を派遣し、職場の健康課題に応じたストレッチや有酸素運動、筋肉トレーニング等の実技指導を行います。働く方が運動習慣を身につけることで、生活習慣病予防や肩こり・腰痛予防につなげ、健康づくりを推進することを目的としています。是非御活用ください。

●講座内容の例

- 生活習慣病予防のための運動
- メタリックシンドローム予防のための運動
- 簡単にできる筋力トレーニングとストレッチ
- 肩こり・腰痛予防のための運動
- デスクワークに伴う体の**不調改善**による運動

楽しく体を動かすことができました

体が温かくなって気持ちよかったです

肩こりがひどかったけど、軽くなりました

運動しようと思うようになりました

運動をきっかけに、社員同士がコミュニケーションできました



●利用の流れ

1. 申込書の提出

ホームページから申込書をダウンロードし、記入してFAXにて提出ください。

2. 受付

担当者から連絡し、日時や内容を決めます。

3. 実施

職場へ健康運動指導士等がつかいで講座を行います。

4. 職場で健康づくり

出前講座をきっかけとして、運動に取り組みましょう。

ホームページはこちら



【お問い合わせ・お申込み先】
高松市健康づくり推進課 健康づくり係
〒760-0074
高松市桜町1丁目9-12
TEL 087-839-2363
FAX 087-839-2367

健康づくり

ウォーキングマップ

を活用しましょう



●ウォーキングの効果

- 生活習慣病予防
- ストレス発散！気分爽快！
- 認知症予防
- 免疫力アップ
- 筋力アップ！体力アップ！毎日の健康づくり
- ロコモティブシンドローム予防

